

秋田市告示第211号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月8日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の名称および住所

(1) 名称

株式会社ニューストリーム

(2) 住所

東京都千代田区東神田2丁目18番13号 ALTビルディング8階

2 送達すべき書類の名称

令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）